

令和元年12月定例会 常任委員会

総務委員会

委員長名	鈴木智
委員会開催日	令和元年12月20日(金)、12月23日(月)
所属委員	[副委員長] 宮川政夫 [委員] 鈴木優樹 橋本徹 吉田英策 椎根健雄 小林昭一 古市三久 青木稔



鈴木智委員長

(1) 知事提出議案：可 決…14件
承認…1件

※[知事提出議案はこちら](#)

(2) 議員提出議案：可 決…3件
否 決…3件

※[議員提出議案はこちら](#)

(3) 請 願：採 択…8件
不 採 択…4件

※[請願はこちら](#)

(12月20日(金) 総務部)

橋本徹委員

総4ページの県庁舎等維持管理費は、先般の建造物侵入事件に関連する経費だと思うが、防犯カメラ以外にどのような経費がかかったのか詳しく聞く。

施設管理課長

建造物侵入事件発生後、防犯体制強化の緊急的措置として、県庁舎玄関周辺や敷地内に既存予算で防犯カメラ及びセンサーライトを設置した。

さらに、12月補正予算により、県庁舎玄関や1階窓ガラス等へのガラス防犯フィルムの施工、各合同庁舎への防犯カメラ設置を予定しており、予算内訳は、ガラス防犯用フィルム施工が約1,100万円、合同庁舎等の防犯カメラ設置が約750万円である。

吉田英策委員

総81ページの議案第31号、県立医大が徴収する料金の上限の一部変更の認可について、看護師の特定医療行為に対する研修費用とのことだが、何人の受講を想定しているか。

私学法人課長

研修については30名を受講者定員としている。現在は18区分の研修を行っているが、循環器系を加えて19区分となる。

吉田英策委員

受講できる医療機関を全国で300程度設定しているようだが、県内は医大だけか。

私学・法人課長

星総合病院等でも実施していると思う。ただ、研修項目と数は病院によって異なり、国では研修項目を全部で21区分定めている。そのうち何区分を実施するかは病院次第である。

吉田英策委員

区分について詳しく説明願う。

私学・法人課長

総81ページに区分別科目受講料が記載されているが、呼吸器関連の気道確保に係るもの等行為ごとに分かれている。

古市三久委員

関連で聞く。循環器が追加された理由は何か。

私学・法人課長

看護師特定行為研修は平成30年度から制度化されたが、制度開始時に経過措置が設けられ、例えば循環器関連ではICUで6年間勤務した看護師がいれば特定集中治療室管理料の1や2の加算がとれる。経過措置は来年度末までで、再来年度からは経過措置がなくなり、研修を受けないと先ほどの特定集中治療室管理料がとれなくなるため、来年度中に取得を目指すよう科目を設定した。

古市三久委員

今までなかったのに、なぜ研修を受けなければならなくなったのか。

私学・法人課長

看護師特定行為研修は、医師の働き方改革や医業のチーム化等により、医師が行っていた部分について、平成30年から看護師が研修によりスキルを身につけ医師の指導のもとに医療行為を行うことが可能になったため、医大で看護師の医療行為の幅を広げる意味で研修を始めた。この研修は医大の看護師だけでなく県内の看護師も希望すれば参加可能である。

古市三久委員

看護師のスキルアップのために実施するのか。

私学・法人課長

そのとおりである。

吉田英策委員

関連で聞く。看護師が医療的な行為を行うことについていろいろな意見があることは承知しているが、医師にかわって医療行為ができるのか。また、医師の育成や医師をふやすことへのブレーキになるのではないかと懸念もあるが、どうか。

私学・法人課長

看護師が行える行為は受講した研修区分により限られており、なおかつ、医師の指示のもとで行うとされている。

現在、医師の残業時間が非常に多いことから国では働き方改革を進めており、チーム医療についても国の補助で進めている。看護師が医療行為を行うことによって医師の数が減ることにつながるとは限らないと考えている。

椎根健雄委員

総29ページの議案第60号、専決処分の台風第19号災害関連の補正であるが、私立学校設備整備事業等補助については被災した私学への補助との説明であった。郡山市の帝京安積高校のあたりは大規模な被害を受けたが、どの学校がどの程度の補助を受けたかを聞く。

私学・法人課長

予算については、できるだけ早く進めるため、被災学校からの被害想定額を積み上げ、半分を国が補助し、その半分を

県が補助する積算である。学校からの想定額に4分の1をかけた額を県負担分として積算している。

現在、私立学校に対し、詳細な災害査定を受けるための申請書の提出を来週までに求めている。

椎根健雄委員

申請は何校ぐらいあるのか。

私学・法人課長

正式な申請はまだないが、床上浸水した学校は、高校が2校、幼稚園が9校、専修各種学校が2校である。

椎根健雄委員

それらの学校を資料として提出願う。

鈴木智委員長

資料提出は可能か。

私学・法人課長

被害のあった学校名でよいか。

椎根健雄委員

それでよい。

鈴木智委員長

資料提出は可能か。

私学・法人課長

可能である。

鈴木智委員長

お諮りする。ただいまの資料の提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木智委員長

異議ないと認め、そのように取り計らう。次回の委員会までに15部提出願う。

宮川政夫副委員長

2点尋ねる。

まず、風評・風化対策について、部長説明で大手オンラインストアによる県産農林水産物の売り上げや教育旅行等も随分戻ってきているとの情報があり、先ほどのニュースでは来年3月に富岡町駅前が避難困難区域を解除されるなど明るい話題が続いている中において、いまだに根強く残る風評にはどのようなものがあり、それに対してどのような対策を行っているか。

2点目、入札制度の改善について、入札不調に対応するため引き続き現場代理人の常駐義務を緩和しているとのことだが、いつまで続ける予定か。台風第19号への対応もあるため、緩和を続けていかなければ入札不調が出ると思われるが、対応を聞く。

広報課長

風評・風化対策について、明るい兆しも出てきているが、いまだに本県に対する誤解があると認識している。その根本にあるのはリスクコミュニケーション、放射線等が正しく理解されていないことによると思うため、教育現場から本県についての理解が得られるよう取り組むことが必要だと考えている。県だけでできるものではないため国と一緒に取り組んでいくが、県としても正しい情報を粘り強く丁寧に発信し、一人でも多くの理解が得られるよう取り組みを継続する必要があると考えている。

入札監理課長

入札制度に関する現場代理人の常駐義務緩和措置についてであるが、東日本大震災の際、年間20%以上の入札不調が続

いた。技術者の不足が原因であったため、現場代理人の兼任ができる常駐義務緩和措置を行った。今回も台風第19号関係でますます工事の発注が多くなることから、引き続き常駐義務緩和について、金額の見直しも含めて対応していく方針であり、終期は決めておらず当分続くと考えている。

古市三久委員

原発で被災した市町村以外の復興関係の土木予算ほどの程度か。

財政課長

復興予算と通常予算に明確に分かれており、今年度の当初予算では、3,000億円弱の公共事業のうち2,000億円弱は復興分、1,000億円弱が通常分である。ここには土木部のほか農林水産部もあり、細かい数字は持ち合わせておらず恐縮だが、大きくはこのような形になっている。

ただ、通常分について、今年度から緊急自然災害防止の特別な起債や、国土強靱化の起債が入っており、通常予算も措置できる体制がとられている。加えて、復興については、国の復興財源の枠が確保されているため、例えば、警戒区域の周辺や浜通り、一部全県にわたるものもきちんと確保しながら行っている。復興については、復興・創生期間の令和2年度までは認められており、次のステージへきちんと継続できるように土木部が中心となって、国と協議していく形になっている。

古市三久委員

今年度の復興予算の中に双葉郡以外の道路予算はどのくらいしているか。

財政課長

手元に資料がないため、後ほどの資料提出でよいか。

道路については、例えば中通りの高速道路の東側、あるいは西側の一部が入ったりしているため、細かいところは確認しないと回答が難しい。

古市三久委員

具体的に聞くが、復興予算はかなりの規模である。しかし、その復興に関連するいわき市や田村郡等は、車の往来が激しく道路もかなり壊れており、土木部道路課に確認したところ、優先順位をつけて補修しているとのことだった。通常であればそれでよいが、現在復興関係の車によって道路が壊れ、なかなか補修できていない。

例えば、いわき浪江線では2 t ダンプにバックホーを積んでいたりするが、道路が悪いためにぐらぐら揺れて危険であるにもかかわらず、ずっと直されていない。財政課の所管だと思うが、双葉郡だけに予算をつけるのではなく、その周辺にも応分の予算をつけて直ちに直せるようにしないと非常に困る。そういうことにも目配りをし、年度内に予算をつけるべきである。双葉郡以外の住民が不便をこうむっている現状があるため、きちんと予算をつけ環境整備を行うべきと思うが、どうか。

財政課長

例えば通常の道路で傷んでいる部分については、公共事業の区分では維持補修費になるが、土木部には一定枠を示し、土木部で優先度をつけて行っている。

総務部としても、これから重要になってくる維持補修費は前年度から確実にふえるように措置しており、その認識を持って努力していきたい。

来年度の当初予算の編成方針を先日発表したのが、少なくとも一般財源ベースでプラス2%になるように配分しており、土木部も有利な県債等を使い、優先度をつけて措置していくと認識している。

古市三久委員

そういうことではない。復興予算は別枠で基金などから配分すべきだと言っている。今の答弁の維持補修費をふやすのは通常分のことである。そうではなく、復興のために迷惑をこうむっているのだから、いわき浪江線や小野四倉線などに復興予算や基金から別枠で予算配分して補修すべきである。

財政課長

確かに復興分として計上している予算は、維持補修費というよりはむしろ国からの復興財源を活用して新たに道路を引く、拡張するといった予算であり、県からも一部負担して行っている。国からの予算や基金、国庫について、すぐに維持補修費として使える状況ではないため、どのような形で国と話ができるかなどを土木部とも整理していきたい。

古市三久委員

これは土木部の問題ではなく、財政課がどのような方針で行うかという話である。財政課できちんと配分して道路が直るよう願う。

鈴木智委員長

要望でよいか。

古市三久委員

要望とする。

鈴木智委員長

先ほどの古市委員から要求のあった資料の提出を求めることで異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木智委員長

異議ないと認め、そのように取り計らう。次回の委員会までに提出願う。

青木稔委員

今の古市委員の問題提起は、財政課の予算づけはもちろんだが、総務委員会でこのような意見があったことを土木部にしっかり伝えるよう願う。

古市三久委員

趣旨を理解の上対応願う。

使用済み核燃料についてであるが、先日の新聞で知事は県外搬出を明記しないとのことで、廃炉措置が完了するまでに県外に搬出することになった。この問題は危機管理部の所管だと思うが、使用済み核燃料に課税することについてはどのように考えるか。

税務課長

核燃料税については、課税の期限が過ぎたため現在徴収していない。

また、使用済み核燃料に関する税については、現在のところ具体的な検討には入っていない。

古市三久委員

佐賀県、愛媛県、むつ市が使用済み核燃料に対して課税するとの条例を制定している。第二原発の使用済み核燃料は1万円で、これに税金をかけて財源にすることも一つの課題だと思う。第一原発も同様である。使用済み核燃料は引き受けるところがないが、課税して本県の予算に組み入れ、復興のために使うよう検討すべきと思うが、どうか。

税務課長

現時点では、具体的な検討には入っていない。

古市三久委員

そういったことを行っている地方自治体があるのだから、本県も今後検討してもよいのではないかと。佐賀県では年間80億円ほどになると聞く。復興が終われば本県の予算は極めて厳しくなると思うため、税収を上げて福祉の向上に使うなど、財源確保を考える必要があると思う。実際行っている県があるため、それを参考に課税することを考えてはどうか。

税務課長

使用済み核燃料に対する課税に関しては、税金の形で賦課するか、あるいはほかの形とするか、復興財源や核燃料の処理をどのようにしていくかも含めて検討したい。

古市三久委員

部長の考えを聞く。

総務部長

使用済み核燃料、あるいはデブリも当然であるが、原発事故前から本県のスタンスは、燃料を持ってきて燃やし、燃やしたものは県外に搬出することになっている。使用済み核燃料に対して課税している自治体があることは承知しているが、課税の前提はそこに物があることであるため、そういった観点も含めて検討したい。

古市三久委員

廃炉措置には30～40年かかるが、今のところ引き受けるところはないため、愛媛県やむつ市などでそのような取り組みをしている。仮に何十年も置くことになるのであれば課税し、置かなくなったら課税しなければよいだけのことである。本県は税収確保をすべきと思う。要望とする。

もう一つは、本県の災害に関する情報発信について、長野県などのツイッターなどと比較して、本県のキビタンは非常におこなっていると感じる。キビタンは記者会見などの情報発信にはよいが、災害や原子力安全の問題については特化したツイッターできめ細かな情報発信をし、県民が安心できる仕組みを構築すべきと思う。そのためには人の配置も必要だが、それも含めてどのように考えるか。

広報課長

災害時のツイッターの活用について、県の公式ツイッターはキビタンがマークであるが、その公式ツイッターに通常の情報と一緒に防災情報も載せていた。

今回の災害対応については、危機管理部で検証委員会を設け検証することになっており、情報発信についても議論され、改善点、反省点が出てくると思う。それらを含め防災専用のアカウントの立ち上げなど、県民に伝わりやすい情報発信について改善に向けた取り組みを進めていく。

吉田英策委員

台風第19号の被害は本当に甚大で、職員も日夜奮闘しており敬意を表する。この災害で他県からの職員の応援や、県職員の市町村への派遣があった。今後もさまざまな業務があると思うが、こうした突発的な災害時の職員の適正配置についてどのように考えているか。

行政経営課長

災害発生時と特殊な状況下における人員配置についてであるが、今回の台風第19号においては災害対応を最優先にしている。発災後1週間程度は自前の職員で対応しなければならないため、災害時に優先すべき業務をBCP（業務継続計画）であらかじめ策定しており、優先すべき業務に人員を手厚く配置している。

あわせて、他県に応援職員等を要請し、発災後1週間程度以内で応援を得ている。自前の職員を優先すべき災害対応業務に手厚く配置するとともに、ほかの自治体からの応援も得ながら災害対応に当たっていく考え方である。

吉田英策委員

不足する部分については職員の派遣や別の部署からの異動になると思うが、今後復興に向けて、危機管理、土木や河川担当の職員が不足するのではないか。今回、どのくらいの職員の異動が行われたか、延べ人数を聞く。

また、復興を支えるための職員の配置について、異動により手薄になる部署もあると思う。私は絶対的に職員をふやさなければならないと思うが、現時点での災害対応は大丈夫か。

行政経営課長

今回の台風災害における人員再配置の延べ人数について、正確な数字は持ち合わせていないが、災害対策本部が前面に立って市内及び市町村の支援を行っており、災害対策本部は100名以上の態勢で対応した。

このような自然災害に備え、あらかじめ職員をある程度準備しておくべきとのことについて、国土強靱化の取り組みにおいて、施設を新しくつくるだけでなく、これまでつくってきたものを計画的に維持補修を加えながら長く使っていくた

め、維持補修に係る土木職も一定程度必要になってくる。今後、台風災害も踏まえた復旧業務と、維持補修業務の行政需要を踏まえながら適正な人員配置に努めていく。

吉田英策委員

大体100人規模とのことだが、資料として提出できるものがあれば提出願う。委員長、取り計らい願う。

青木稔委員

災害時の対応マニュアルなどをもって、かえられるのではないか。

行政経営課長

災害対策本部設置時の指定配備職員としてあらかじめ指定された職員がおり、その資料であれば提出できる。

鈴木智委員長

お諮りする。今説明のあった資料の提出を求めることで異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木智委員長

異議ないと認め、そのように取り計らう。次回の委員会までに提出願う。

(12月20日(金) 危機管理部)

橋本徹委員

県独自の特別給付金について、10万円とした理由を聞く。

災害対策課長

特別給付金は、被災者生活再建支援法の支援対象とならない半壊世帯や床上浸水世帯に対し、県と市町村が連携して支給することにより生活再建を支援するものである。市長会、町村会、議員から要望をもらい検討を進めた。

見舞金の支給は市町村ではおおむね半壊世帯に5万円であることから、県は10万円とし、一定の生活再建、住宅補修や家財、家電購入の一助としてもらうことを想定している。

橋本徹委員

10万円ぽっきりとの声がないこともないが、一助として大変ありがたいとの声も聞いているので報告する。支給時期はいつごろになる見込みか。

災害対策課長

今定例会の補正予算に計上している。議決後には市町村に対する説明会を実施し、市町村に歳入歳出の予算を組んでもらう必要がある。それについてはひな形文書をつくり支援する予定であり、年度内には市町村の見舞金等とあわせて支給できるよう進めたい。

橋本徹委員

いわゆる低所得者への対応をなるべく早くとの声を聞くが、どのような対応をしているのか。被災者は全て流されてしまい当座の金もない。一義的には市町村だと思うが、県としてどのような支援をしているか。

災害対策課長

まず、水害に見舞われた皆様に心から見舞いを述べる。

日常生活も困難な状況であるため、まずは災害救助法の中で衣服や生活必需品を避難所等で支給している。また、一時避難所に滞在している間に、応急仮設住宅として県が借り上げて無償で提供する住宅や公営住宅、東日本大震災の際も利用した建設型の仮設住宅も活用しながら、一定期間生活する場を準備している。被災程度に応じて、被災者生活再建支援法の基礎支援金や県からの特別給付金の10万円、災害援護資金、亡くなった方への弔慰金などいろいろな制度がある。

社会福祉協議会でも応急的な貸付金があるので、それらを組み合わせて活用してもらい、困難を抱えている場合には社

会福祉部門でケースワーカーをつけることもできるため、さまざまな制度を活用し生活再建を図っていききたい。

橋本徹委員

関連であるが、部長説明で民間借り上げ住宅や公営住宅等の提供とあり、大変ありがたい制度である一方、来年3月に双葉郡を初めとする原子力被災者の借り上げ制度が切れる世帯と応募時期が重なるため、入居先が見つからず、どこに入ったらいかがかわからないとの声が届いている。その辺の兼ね合いがうまくいくよう対応願う。要望とする。

古市三久委員

関連で聞く。見舞金は県で10万円、市で5万円とのことで評価されると思うが、台風第19号で被災したのは本県以外に長野県、宮城県、岩手県などがある。本県の10万円と他県とを比較するとどのようになっているか。

災害対策課長

他県の状況について、12月10日付の消防庁の取りまとめによる台風第19号の住家被害数は本県が一番多く2万1,411棟、宮城県が2万165棟、栃木県が1万3,748棟である。この中で宮城県、栃木県の独自制度実施の話は聞いておらず、実施するのは、岩手県が半壊世帯に20万円の支援金制度で住家被害が2,486棟、茨城県が半壊世帯25万円の見舞金制度で住家被害が3,698棟、長野県が半壊世帯に50万円の支援制度で住家被害が8,708棟である。本県より支援金額が大きいところは多数あるが、被害規模は本県より少なく、単純に予算額で比べると本県は18億円余りの補正予算を計上しており、飛び抜けて高くなっている。

古市三久委員

今の説明では被害が少ないところは金額が多く、本県は被害が多かったため10万円でもやむなしと聞こえる。そういう問題ではなく、今後も台風被害が想定されるため、国がどのような対応をしていくのかとの問題もあるし、同時に各都道府県がばらばらに対応するのによいことではないと思う。

例えば床下浸水、床上浸水について、全壊、大規模半壊、半壊と段階があるが、それが今の社会状況に合っているかの問題もある。この基準が何年前につくられたのかわからないが、例えば、断熱材が水を吸い上げてしまうため全部交換しなければならないと聞く。そうであれば、床上浸水、半壊、全壊のあり方なども含めて、全国知事会かわからないが、金額の問題、被害レベルのあり方などについて検討し、今の社会状況に合ったものになるよう改善や整備を県も含めて行うべきと思うが、どうか。

災害対策課長

私の立場からすると、来年度以降もこのような被害があると想定されるため、備えなければならないと考えている。

1つは防災体制の強化、もう1つは被害への備えである。委員指摘のとおり自治体一つ一つでは限界がある。被災者生活再建支援法の支援対象は限られているが、都道府県が基金を出し合い、何かあったときに国から補助金を出すとの自治体の相互扶助のたてつけで行っている。被災者生活再建支援法の支援対象拡大について全国知事会で、我々も入っている中で求めており、引き続き取り組んでいく。

また、委員指摘の住宅の被害調査について、水害が相次ぐ中で内閣府で定めた基準である。いろいろな検証を重ねてきた判定基準だが、一方で、断熱材がぬれたままで直してしまうとかびってしまうとの声もある。我々も被災者の声を多く聞いているので、それらを踏まえた上で国と協議を進めていく。

吉田英策委員

台風第19号関連で聞く。1点目は避難所のあり方の再検討についてである。発災から2カ月たっても、県内ではまだ40人近い被災者が避難生活を余儀なくされている。避難所は緊急的な避難をする場所であり、そこに2カ月もいることが身体的、精神的なストレスになるのは当然だと思う。

いわき市では内郷コミュニティセンターに避難していた70代の女性が亡くなった。きょうの新聞では40代の男性が亡くなったとの記事もあった。避難所での生活は短いことにはないが、短くするためにどのようなことをしなければならないと考えているか。

2点目は、避難所では体育館の床に毛布を敷いて寝ることや、和式トイレしかないことなど緊急であるためやむを得ないと思うが、食事はおにぎりやパン、乾物であり、緊急的な避難であっても温かい食事の提供やトイレ設備、段ボールベッドなどが必要だと思う。市町村との関係もあるだろうが、それらを日ごろから整備する体制が必要である。市町村との連携も含めて、避難所設備をどう改善していくのか。

災害対策課長

1点目の避難所滞在の想定については、災害により住宅にいられない、あるいはライフラインの寸断で生活できない場合には、市町村があらかじめ指定した避難所等でできる限り生活環境をよくした上で一時的に生活してもらう。

ただ、集団生活であるため、この時期にはインフルエンザなどもあり、いわき市の中央公民館ではノロウイルスの発生もあった。次の段階として災害救助法のたてつけでは応急修理を進め、自宅を直して戻ってもらう。戻れない状況であれば仮設住宅の建設や民間借り上げにより移ってもらうことになる。

その前提として罹災証明書を市町村に発行してもらうが、住宅の被害程度の認定の調査を真っ先に行う必要がある。今回はまず、北海道、新潟県を含めた八道県の災害時応援協定で本県の第一の応援県で、この取り組みの先進県である新潟県の応援を得て、10月17日に罹災証明書の発行に係る説明会を実施した。その上で総務省のスキームを活用した対口支援、これは一つの自治体を都道府県や政令市が丸ごと支援することであるが、そちらからの人員の応援と県職員も派遣し、被害認定調査、罹災証明書の発行に力を入れて進めてきた。残念ながらまだ100%になっていないが、今週には9割程度の発行率となったところである。その判定結果に応じて応急修理制度や民間借り上げ制度で移ってもらうのが基本である。

今後、予算が認められれば検証委員会を設置し検証していくが、もっと早められるのではないかと反省が非常にある。住宅の被害認定調査や罹災証明書について、発災時に慌てて勉強するのではなく平時から備える、新潟県で開発された電磁システム等を取り入れて効率化するなど、検証委員会の意見を聞きながら進めることは速やかに進め、避難者に先の見通しを早く示せるよう取り組んでいく。

2点目の避難所の生活環境については、私も幾つかの避難所を見たが、東日本大震災のときよりは改善されたように思う。私が動けるようになったのは約1カ月後だったが、直後は非常に大変だったと聞いている。国のプッシュ型支援により暖房器具や段ボールベッド等が備えられたと理解している。生活環境については市町村が一義的に取り組むが、県としても必要な物資の提供や応援職員の派遣を行い、できる限り快適に過ごせるよう取り組む。

昨日、大変残念であるが、避難所に避難していて最近夜間の仕事を始めた方が、仕事の中に胸の痛みを訴え入院し亡くなられた。内郷コミュニティセンターで2人目であり、どちらも持病がある方であった。看護職員が巡回し様子を確認しており、我々も痛恨であるが、引き続き専門職の派遣などで見回り等を行い避難所の運営を支援していく。

吉田英策委員

今回の水害では1階は水没したが2階は大丈夫だったため、2階を生活の拠点としている方が相当数いる。話を聞くと1階の台所やトイレ、浴室が使えず苦労しているとのことである。避難所にいけば食事や情報の提供があるが、自宅2階に避難している人には情報が入りづらいと聞く。こういうことについても今後市町村と連携し検討しなければならないと思う。

また、1階部分の水没について、災害認定も1m未満だと半壊、それ以上だと大規模半壊、全壊となるが、水害の場合は20cmの床上浸水でも畳や壁が使えなくなり断熱材もだめになってしまう。高さで判定する今の判定基準は不合理な点が多いと思うため、国に改善を申し入れてもらいたい。

さらに2次判定についても、内閣府のマニュアルでは屋根の損壊で15%、柱の損壊で15%等とあるが、水害の場合は床や壁に重さを置いた判定基準でなければならないと思う。これについても改善を申し入れるべきと思うが、どうか。

災害対策課長

先ほどの部長説明のとおり300数十名が一次避難所の避難者であるが、罹災証明書の交付申請が昨日時点で3万3,000件とのことからも、2階で生活している方がいることは認識している。避難所では名簿を作成するため把握できるが、現時

点で市町村に確認しても、そういった方を把握し切れていないのが現状である。

これについては、罹災証明書の交付申請データを使った被災者台帳を住民基本台帳と照合した台帳により、どのような支援が届いているかを確認することができるが、その作成を市町村に依頼し、一部市町村では対応している。

避難所を早く解消するようにとのことであるが、避難所は情報のステーションでもある。情報や食事、生活必需品などは避難所にいる方だけでなく必要な方に提供することになっており、内閣府からの通知や災害救助法もそのようなたてつけであるため、改めて市町村に依頼している。

次に、水害による認定については、木造プレハブの戸建ての場合が水深による床上の判断になる。水害は被害の棟数が多く、部材別に行くと時間がかかるため水深で判定して速やかに罹災証明書を発行するように国が制度設計したものであるが、納得感がないとの指摘も聞いている。そうした声については、一時期内閣府がリエゾンで災害対策本部に来ていたため議論したが、引き続き問題提起していきたい。

吉田英策委員

自宅に住むための住宅応急修理制度は最大59万5,000円であるが、使い勝手がよくないと聞く。長期にわたって避難所生活をしていて、自宅を修繕しようと思っても業者の手配が間に合わず時間がかかる。そのときに借り上げ住宅等に入った場合は制度が使えなくなってしまう。家を修理するまでの間に借り上げ住宅等に入居した場合でも制度を使えるようにする必要があるのではないか。これも国に対して制度の改善を申し入れてもらいたいが、どうか。

災害対策課長

住宅応急修理制度については、昨日の災害対策本部員会議の資料として公表したが、12月17日現在で修理決定数2,362件に対して申し込み数が約4,300件である。申し込みの流れは、被災者が市町村に申し込み、被災者が大工からの見積もりを市町村に提出し、市町村が大工と契約して修理を実施するが、この大工の見積もりのところで今2,000件ほど決定の申請が来ていない。市町村に確認したところ、業者の不足ではなく、ぬれた住宅を今の時点で修理すると水がしみてかびってしまうため、できれば半年ほど乾かしたほうがよく、また、全部乾かないとどのような修理が必要かわからず見積もりが出せないとのことで、水害の場合の応急修理は相当時間がかかると思われる。

また、住宅応急修理制度と民間借り上げである応急仮設住宅は、災害救助法で併用できないことになっている。一時的な避難所から次の生活に移る場合に、自宅を直して住むか、自宅がダメなので応急仮設住宅に住むかとなっており、そこは幾ら言ってもだめとのことである。

ただ、指摘のとおり今のような実情があり、直している間どこにいればよいのかとなるため、我々としては県営住宅や市営住宅、東日本大震災のときに残っていた解体寸前の建設型応急仮設住宅を住めるようにして使わせてもらっている。期間は3カ月であるが、実情に応じて延ばしている。それらに住んでいる方もいるが2階で我慢している方も多く、災害救助法のたてつけがよくないことは認識しており、これについても今後国と議論していく。

古市三久委員

部長説明に半壊及び床上浸水の世帯に対して云々とあり、後のほうに一部損壊と床上という言葉があるが、半壊と一部損壊は同じ意味か。

災害対策課長

住宅の被害の認定基準では、上から全壊、大規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、準損壊は一部損壊10%以上と言われることもある。損壊の程度に応じており、被災者生活再建支援法の対象になるのが全壊と大規模半壊、半壊であるがやむを得ず解体する場合であり、その下の半壊と一部損壊は対象になっていない。別の言い方になるが、床上まで浸水したものは床上浸水、床下に浸水したものは床下浸水となるが、一部損壊のうち床上浸水が対象となる。

古市三久委員委員

半壊と床上浸水で何戸あるか。

災害対策課長

部長説明にある全壊、半壊、一部損壊は消防庁に被害状況即報で報告しているもので、全壊はそのまま全壊だが、半壊の中には大規模半壊、半壊の両方が含まれている。さらに一部損壊は、それとは別に床上浸水と床下浸水がある。どうしてこれが並ぶかについては、消防庁に被害状況の概況を速やかに報告するため、全壊、半壊、一部損壊の第一報は、基本的に市町村職員が何%程度と見立てたものである。床上浸水あるいは床下浸水の棟数を数えた上で町でどの程度の被害があるか、住居だけでなく人的被害についても県を通して消防庁に報告し、例えば緊急消防援助隊や広域機動隊等の捜索隊リソースをどのように振り分けるかの検討材料とする。消防庁への即報のベースで並べての説明である。

古市三久委員

そうではなく、先ほど課長が述べた2万1,411戸は1万1,875+6,088+2,078とのことか。

災害対策課長

今回の特別給付金の対象として比較するのは、住宅被害を調査し罹災証明書申請があり壊れ方の程度がわかったものに、まだ判定されていないものも同程度の割合と見込んで加えたものである。それに基づき今回の特別給付金の予算の根拠となる数字を出している。

古市三久委員

半壊及び床上浸水に18億円の支援金を支払うが、先ほど他県の状況を聞いた際、本県は2万1,411棟、宮城県は2万165棟、栃木県は1万3,748棟とのことであった。この2万1,411棟は1万1,875+6,088+2,078でよいかと聞いている。

災害対策課長

先ほど他県と比較した住宅の被害を述べたが、これは消防庁に報告したものである。部長説明では全壊と床下浸水を全部加えた数字で比較している。消防庁の数字は12月10日時点の即報であるが、部長説明は最新で19日時点である。

古市三久委員

汚染水、トリチウム水の違いはどのように理解しているか。

原子力安全対策課長

汚染水と処理水の違いであるが、汚染水は、原子力発電所事故が起きた建屋の中に地下水や雨水が入り込み、中にある燃料デブリやそれを冷やすための水と触れることにより発生する。これはそのままタンクに保管できないため、一度取り出し、サリーやキュリオンという設備で放射性物質を取り除く処理をして大方のセシウムなどを吸着する。その後、アルプスという設備を通してそれ以外の核種を取り除くがトリチウムだけが残る。そのような機械的な処理をしたものを処理水と使い分けている。

古市三久委員

現在処理水は何万tあるのか。

原子力安全対策課長

タンクに117万tほど保管されている。

古市三久委員

処理水とはアルプス処理水との理解でよいか。アルプス処理水には62核種は全くないと理解でよいか。

原子力安全対策課長

昨年8月の国の小委員会が開催した公聴会の中でも指摘されているが、トリチウムしか入っていないとのことではない。取り切れていないほかの核種もそのタンクの中に含まれている。

古市三久委員

アルプス処理水には、例えばストロンチウムのような核種が入っているということか。

原子力安全対策課長

117万tあるが、トリチウムだけが2割程度、残りの8割程度はそれ以外の核種も含んでいると発表されている。

古市三久委員

昨年の小委員会で、85%がトリチウム水だが核種が含まれていることになっている。アルプス処理水はトリチウムだけでなくいろいろな核種が入っているとのことである。事故を起こしていない原発が放出する液体廃棄物と、第一原発敷地内に貯留している汚染水、つまりトリチウム水は同じと考えてよいのか、それとも違うのか。

原子力安全対策課長

事故を起こしていない稼働中の原子力発電所から排出されている水については、トリチウムは科学的に取り除くことが難しいため、一定の基準のもとに含まれた水が排出されている。

なお、ほかの核種については一定の基準を設け、基準値を下回るレベルまで浄化し排出していると認識している。

第一原発で含まれているものについては、事故後、汚染水を処理した処理水であり、状態からいえば、タンクに保管されている水のほうが放射性物質の濃度は高い。

古市三久委員

通常運転中の液体廃棄物と第一原発に保管しているトリチウム水は、水質が全く違うとの理解でよいか。

原子力安全対策課長

通常稼働している原子力発電所は汚染されているものではなく、第一原発は中にデブリがあり、それに触れて汚染水になったもので性質的に違うと考えている。

古市三久委員

廃炉安全監視協議会はトリチウム水の扱いについて見解を出しているか。考え方を議論しているか。

原子力安全対策課長

トリチウム水、処理水の取り扱いについては、経済産業省で設置しているアルプス小委員会で議論されている。本県としては、しっかりと議論し、国民、県民に説明の上で政府として結論を出してもらいたいと考えており、廃炉安全監視協議会ではそういった議論を見ながら、タンクで保管されているものが漏えいしないよう監視を続けている。

古市三久委員

廃炉安全監視協議会では、トリチウム水の扱いについて議論しているのか。

原子力安全対策課長

廃炉安全監視協議会は、廃炉が適切、安全、着実に行われているかを監視する組織であり、取り扱いを議論する場ではないため、廃炉安全監視協議会として処理の方向についての議論は行われていない。

古市三久委員

今の答弁からすると廃炉安全監視協議会は議論をせず、東京電力や政府がやることを監視しているとのことによいか。

原子力安全対策課長

処理水の取り扱いの議論については、エネルギー政策、原子力政策を行っている国と事業者である東京電力の責任において判断すべきと考えている。

古市三久委員

角山原子力対策監は海洋放出について飲料水並みの厳しい基準を満たす必要があると発言したようだが、角山原子力対策監とはどのような立場の方なのか。この発言については承知しているか。

原子力安全対策課長

角山原子力対策監は本県の非常勤の特別職であり、原子力の政策や安全対策、廃炉の安全対策の専門知識に関するアドバイスを求めたり、国や東京電力が出席する会議において発言するなど、廃炉の安全確保に取り組んでもらっている。

先日、飲料水並みの基準で排出すればとの記事が出ていたが、県が開催している廃炉安全に関する県民会議の中で、そういった考え方もあるのではないかと発言したものである。

古市三久委員

この発言に対し、どのような見解を持っているか。

原子力安全対策課長

本県としては、トリチウム水の取り扱いが国、東京電力の責任において決めるべきと考えるため、こうしてほしいと求めたことはない。

古市三久委員

飲料水並みの基準にすべきとの発言についても全く関知しないとの見解か。

原子力安全対策課長

関知しないとのことではなく、ふだんアドバイスを求めている方の一つの意見だと受けとめている。

古市三久委員

いろいろ提言を得ている方の発言は非常に重いと思う。このことについて提言を得たいと考えているのか、それとも勝手な発言と捉えているのか。

政策監

県民会議で角山原子力対策監が発言したのは、経済産業省の小委員会の中で放出についていろいろな数字を使い、例えば排出基準の6万Bq/lで流すとどうかという議論の際に、濃度にもいろいろな考え方があることの例として、飲料水の基準の話をしたのであって、放出するべきとかそのほうがよいとの話をしたわけではないと理解している。

古市三久委員

そうではなく、県がアドバイスを得ている人がこのような発言をしていることについて、どのような見解を持っているか。関知するのか、勝手な発言なので仕方がないと考えているのか。

例えば、トリチウム水の排出基準は1l当たり6万Bq、サブドレンは1,500Bqでかなり違いがある。これをどうするかについて、薄めて海洋放出したほうがよいなどいろいろな言っているが、角山原子力対策監は飲料水レベルまで下げるべきではないかと安全性について言及している。このことについて、県はどのような見解なのか。間違っているなら違う方にかわってもらったほうがよいのではないかとのお考えもある。

政策監

私もその会議に出席しており、角山原子力対策監の説明もその場で聞いたが、角山原子力対策監の発言は、経済産業省が放出についての議論をする中でさまざまな数字を使って県民や国民にわかりやすく説明しているが、そうした中で6万Bq/lや1,500Bq/lというさまざまなわかりやすい数字の例として飲料水があるのではないかと発言したのであって、放出そのものを容認する発言はしていない。角山原子力対策監の発言は、科学的な議論をする中で、飲料水の基準などいろいろなものを使って説明し、最終的にどのようなやり方が適切なかを議論すべきであるとのことだったと理解している。

古市三久委員

私もそう思っている。政策監はその場において今の感想を持ったとのことである。つまり、安全性について飲料水レベルというのは一つの考え方とのことである。本県の原子力対策監がそのような発言をしているのだから、それに対して、本県の安全対策はどのような選択をすべきとか、それはだめだとか、そういった考えも持つべきではないかと思ったため県の見解を聞いたが、政策監の話では、原子力対策監はその場でそのような話をしたにすぎないとのことなのだろう。そこで聞くが、多核種除去設備等処理水の小委員会の県の出席者は誰か。

原子力安全対策課長

政府のアルプス小委員会であるが、原子力安全対策課長が出席している。

古市三久委員

昨年8月の公聴会で論点が8つにまとめられ、小委員会で長期貯蔵についての見通しも示された中で、東京電力は長期見通しに対する施設の問題などについて何も言っていないとのことだが、県もそのような認識か。

原子力安全対策課長

昨年8月の公聴会でタンクを増設して長期保管すべきとの意見が出たため、その後の小委員会で議論の項目として挙げ

られた。この議論の際には、東京電力では、現在ある敷地に新たなタンクを137万tまで増設する計画であるが、それ以上の増設の敷地は確保できない。今後、デブリや廃棄物の保管施設を整備しなければならないため、新たなタンクを増設しての長期保管は困難との説明であった。

古市三久委員

9月10日に原田環境大臣が海水への放出について前向きな発言をした。風評被害が出ることを前提にした発言ではないかとも言われている。原田環境大臣がそのように発言したが、小委員会の設置目的をどのように認識しているか。

原子力安全対策課長

小委員会の設置目的は、喫緊の課題であるトリチウム水をどのように処理するかを議論する場だと思っている。その際、小委員会は単に経済的な観点だけでなく、環境や社会的、風評などの影響があるとの前提で、それについても議論し、一定の考え方を整理したいとの立場だと考えている。

古市三久委員

小委員会は風評被害を抑えることが設置目的になっているのではないか。

原子力安全対策課長

小委員会では、風評被害は起きるとの前提であり、これをいかに小さくするか、あるいは回避するか、出た場合の対策をどうするか、そういったものが議論されている場だと考えている。

古市三久委員

そうであれば、環境大臣が風評被害を前提としてもよいとの発言をするのはまずいと思うが、どうか。

原子力安全対策課長

県としては、処理水の取り扱いに関しては社会的な影響も含めて議論してもらいたいと伝えている。引き続き環境、風評への影響などを十分に議論し、国民、県民に丁寧に説明するよう慎重な検討を求めている。

古市三久委員

先日の本会議での危機管理部長の答弁もそうであるが、原子力発電所で事故が起きてしまったことについて、それは国と東京電力が対応するべき問題で県は全く関知しない、少しは意見を言うが、国と東京電力できちんと対応してくれればよいとのスタンスで来た。これは、原子力発電所が運転を開始した昭和47年から同じであり、安全神話で来た。県職員の先輩がそのように発言している。

そして事故が起きてしまったが、まだ同じような安全神話的な発想でいるのではないか。県民の安全・安心を守るために県は何をするのか。汚染水や廃炉について、きちんとしたスタンスで国に求めていかなければならないと思うが、それが全くなく、国や東京電力が取り組む話だと言う。そうであれば原子力安全対策課などなくてもよいと思う。県民の安全・安心を考えるのであれば、汚染水、トリチウム水をどのように考えているのか求めていくべきではないか。県漁連や全国漁連は放出反対だと言っている。それに対して県はどのような考えか。

原子力安全対策課長

昨年の公聴会以降、いろいろな意見を踏まえ、小委員会で議論されていると承知している。この件に関しては、エネルギー政策、原子力政策を行ってきた国、事業者の東京電力の責任において議論して決めてもらう。そしてその判断には責任を持って対応してもらう。我々は、その判断したものがきちんとなされるように、県民が安心して暮らせるよう監視を強化していく考えである。

古市三久委員

国と東京電力の責任でやることはよい。しかし、誘致した県の責任はないのか。県が誘致し、原子力発電所は安全・安心だと説明してきた。その責任は全くないとの理解か。

原子力安全対策課長

原子力発電所の成り立ちからの話であるが、原子力発電所は絶対的に安全で、それは人間が監視することで安心を確保

するものとして、本県としても立地したときからこれまでも、廃炉が始まってからも監視している。引き続き安全神話にすぎることなく、しっかりと安全を確認していく。

古市三久委員

つまり監視しか考えていないとのことか。小委員会でオブザーバーは発言できずに見ているだけか。原子力安全対策課長の説明では、国と東京電力が取り組む話で、そちらできちんと対応すればよいと聞こえる。それでは誘致した県は何なのかと思う。安全・安心のために監視しかなないとのことによいのか。例えばトリチウム水を海洋に放出しないようにするために何もしないのか。

原子力安全対策課長

県としても廃炉安全監視協議会で関係者や専門家を交えて安全の状況を確認している。その中で疑問点や廃炉に係るさまざまなふぐあいやトラブルについて原因追求や対策を確認しているほか、疑問や意見も申し入れ、国、東京電力だけでなく、一緒になって安全を確認している。

古市三久委員

委員会では県も発言できるのか。

原子力安全対策課長

処理水の小委員会には県はオブザーバーとして参加しており、議論は専ら専門員で行われているが、発言を禁じられているわけではなく、責任を持って判断するよう申し入れている。

古市三久委員

誰に申し入れているのか、議事録はあるのか。

原子力安全対策課長

昨年度の委員会でも私が直接発言しており、各委員に本県の考え方を理解してもらっていると考えている。

古市三久委員

本県の考え方としてどのようなことを披瀝したのか。

原子力安全対策課長

繰り返しになるが、環境や風評への影響など十分に議論した上で、国民や県民に丁寧に説明し、慎重に検討を進めてほしいとの考え方を伝えている。

古市三久委員

例えば福島県漁連や全国漁連が反対している。これから漁業も試験操業から拡大していくことになるが、そういうときにトリチウム水を海洋に流すとすれば極めて大きな風評被害になる。そういうことに対して、県はやはりやめるべきとか、違う方法があるのではないかと、国や東京電力に言うべきではないか。

原子力安全対策課長

委員指摘のとおり、小委員会でもそれらが検討課題として挙げられている。風評被害は起きることを踏まえて処理を考えるとこの前提で、専門家の立場から意見をj得ている。そうした議論が尽くされ、最終的に何らかの判断がされる際には、しっかり説明してもらうことが必要だと考えており、繰り返し求めていく。

古市三久委員

小委員会の中で地元に対することも言われているが、地元とはどのあたりの範囲を考えているか。

原子力安全対策課長

環境に放出する意味では海に流す、空気中に飛ばす、地中に染み込ませるとの考え方がある。空気中に放出すれば、空気中で広がりが大きくなるため広いエリアになる。海洋であれば、本県の海に沿った部分が特に影響を受ける。地中に浸透させれば選ばれた土地が影響を受けると思う。それぞれにより、本県が広域に何らかの影響を受けると考えている。

古市三久委員

例えば、海洋放出が決まった場合、地元としてどこに説明すべきと思うか。仮定の話で答えられないのであればそれでもよい。

原子力安全対策課長

仮定ではあるが、少なくとも本県はオブザーバーとして参加しており、本県に対する説明、海洋に接している浜通り地区に丁寧に説明する必要がある。

また、海は広がっているため隣接県等にも説明が必要であるし、風評被害を少しでも抑制するのであれば、当然全国民に向けて説明が必要である。

古市三久委員

第一原発で問題なのは地下水が流入して汚染水が毎日ふえていることである。1日当たり100tに減らすときょうの新聞に載っていたが減っておらず、ずっと続くと思う。

原発を空冷化することも一つの選択だと言われている。空冷化であれば汚染水はふえない。そういうことについて廃炉安全監視協議会で議論すべきだと思う。今の第一原発の炉はデブリも冷えており、空冷化にたえられるような状況にあるとの見解もある。県はきちんと廃炉安全監視協議会等で研究し、空冷化をどうするか、汚染水をどう減らすかを検討して国や東京電力に意見する必要があるが、何もしていないのではないか。そういうことも廃炉安全監視協議会の中で議論すべきである。いろいろな科学者を招聘し、今の第一原発の状況で空冷化が可能か、空冷化するにはどのような条件をクリアすればよいかなど研究する必要がある。どのように考えるか。

原子力安全対策課長

汚染水を減らすことは非常に大きな課題である。水をかけて冷やさなければその分だけ汚染水の発生が抑制されるだろうとのことであるが、これに関しては空冷を目指すのではなく、いかに汚染水を減らすかとのことで、現在デブリの状況や水のかけ方などを研究し、汚染水を減らす取り組みが東京電力でも行われている。

また汚染水は冷却水だけでなく雨水の影響も相当にあると言われている。これは爆発によって屋根が破壊され雨水が入り込むためである。壊れた屋根を直し、汚染水の発生を抑制する取り組みも行われている。それらの総合的な対策によって、極力汚染水の発生を抑制するよう引き続き求めていく。

古市三久委員

8年も経過した後で第一原発の屋根をつくるなどしても、既に大量の放射能が空气中に拡散している。原子力発電所は5重の壁で安全だと言われていたが、ここはゼロである。本県の至るところに放射能が拡散している。今になって屋根をつくり雨水が入らないようにと言うが、どうして最初からやらなかったのか。県民は被害を蒙っている。空冷化する考えはないようであり、デブリ取り出しなどどのようにやるのかもわからないが、県民の安全を守るために屋根を早くつくるなどしていくべきである。

第二原発の廃炉についても、使用済み核燃料をどうするかは極めて大きな問題である。日経新聞にも廃炉の時代との記事が掲載されていたが、廃棄物を引き受けるところはないため簡単に廃炉はできない。その意味からすれば、申しわけないことだが双葉郡に置くしかないのではないか。

廃炉という非常に大きな問題は、100年はかかる話である。今回ロードマップが改訂されたが、きょうも使用済み核燃料の取り出し延期の話があった。廃炉の期限は決めており、12月2日のロードマップでも変更していない。使用済み核燃料の取り出し延期が10年以上になるとも言われており、そうであれば30～40年で廃炉になるわけがない。やり方の違いがあるとは言われているが、スリーマイルは50年経過しても解体も何もしていない。第二原発のように事故が起きていない原発であれば40～50年で廃炉になる可能性はあると思うが、第一原発のようにデブリになっていて、どのような状況かわからないのに30～40年ということはある得ず、安全神話でしかない。原発はずっと安全神話で進められてきたが、本県はこの問題について安全神話に戻ってはいけないと思う。

廃炉作業の際に優先すべき課題は何だと思うか。

原子力安全対策課長

廃炉で優先されるべきは、安全であることだと考えている。

古市三久委員

安全とは何か。

原子力安全対策課長

安全については、中で行われる作業によって外部や環境に対して影響を与えないことはもちろん、中で作業する方の健康も害さないことも安全の一つと考える。

古市三久委員

そのとおりである。環境へ放射能を出さないように最小限にする。被曝労働を最小にする。そして税金で行うことであるため廃炉による国民負担を少なくする。これが廃炉の極めて重要な課題である。それに対して県は廃炉安全監視協議会で監視するだけでよいのか。もっとやることはないのか。

原子力安全対策課長

廃炉において安全、経済的な負担等の最適化を図るのは非常に重要な課題である。これに関しては、国、東京電力においても同様の課題を持っており、原子力損害賠償廃炉等支援機構が毎年技術プランを策定しているが、その基準となるのもそういったものの最適化である。それらに基づいて中長期ロードマップが策定、改訂され、廃炉に取り組まれている。ロードマップの管理や取り組みを県としてもしっかりと監視していく。

古市三久委員

今回のロードマップの改訂に対して、県はどのような評価をしているか。県民に対し、自信を持ってロードマップどおりに30～40年で廃炉が実現すると言えるか。

原子力安全対策課長

今月、中長期ロードマップの改訂案が国から示されたが、県としても、12月5日に廃炉安全監視協議会を開き、そこでのさまざまな意見を県の意見としてまとめ、17日に国に求めたところである。こういったことを反映させながら取り組んでもらう必要があると考えるし、改訂されたロードマップに基づいていろいろな作業が取り組まれるが、それによって得られた知見や作業進捗を踏まえ、常に最適化を図り着実に廃炉を進めるよう求めていく。

古市三久委員

国にどのようなことを求めたのか。

原子力安全対策課長

廃炉を進めるに当たっては、実施主体の東京電力、監督官庁である国が信頼されなければならないと指摘した。また、長く続く廃炉作業であるため、人材の育成、特に若者にも将来廃炉に関心を持ってもらえるような取り組み、情報の提供などが必要であると意見している。

さらに、廃炉作業で取り組まれているリスク低減対策がどのような効果を発揮するのか、リスク低減の予測をわかりやすく示してもらうことも重要との意見もあったため、県の意見として伝えた。

鈴木優樹委員

私は政治の世界は14年目であるが議員としてはまだ1カ月であり、先輩のように厳しい議論はできないためリラックスして聞いてもらえればと思う。

台風第19号について、今回台風が近づく中で気象庁は異例の早さで警戒を呼びかけ、その間、県としては河川の監視なども行ったと思うが、どのような対策や備えをしていたのか。

また、主たる事務事業の概要に自助・共助・公助とある。行政としてもできる限りのことをしていたと思うが、残念ながら日本人の性格なのか、例えばアメリカであれば、大統領がハリケーンが来るので避難をと3万人に呼びかければ、5、6万人が避難する国民性である。アメリカは銃社会で自分や家族の命を自分たちで守る教育がされている。日本も銃社会

にこの話ではなく、自分や家族の命をまずは自分たちの力で守っていかなければならないという教育をしていかないといけない。

災害が頻発しているため国土強靱化も非常に大切であるが、国民強靱化、県民強靱化に時間と予算を費やしてつくっていかねばならない。防災ガイドブックやウェブサイト、ハザードマップも必要であるが、県民に浸透しなくては何の意味もない。いかに浸透させていくか、いかに危機感を持たせるか。そういったことが必要と思うが、県としてどのような取り組みで浸透を図っていくのか。

災害対策課長

台風第19号における県の対応については、台風第19号の前に台風第15号による千葉県の大きな被害があった。東京電力が長期間の停電を起し日常生活に大きな影響を与えたため、県としては東北電力と風と被害の想定と対応について事前打ち合わせを行った。結果として今回は風より雨の被害が大きかったため、東北電力の停電対応も比較的速やかに行われた。

また、大きな被害が想定されたため、災害応援協定を結んでいる倉庫協会、トラック協会と打ち合わせをし、特に倉庫協会には国からのプッシュ型支援の受け入れや配送などを事前に検討してもらった。

さらに、3日前に気象台が異例の会見を行ったが、10月11日午後から各市町村との防災担当者会議をテレビ会議で実施、気象台から気象情報や警戒すべき点などを説明したほか、県からも市町村に対し住民避難情報の早目の発令、被害状況の報告を依頼した。

委員指摘の河川の監視については土木部で所管している。避難所の準備については各市町村が早い段階から対応したと聞いている。

危機管理課長

自助の県民意識の醸成について、今年度防災ガイドブックの避難編を作成しているが、平成29年度に防災ガイドブックを作成し学校や市町村等に配り、学校での防災教育や市町村での防災講座に活用してもらっている。

今回の避難編は、西日本豪雨等でなかなか住民が避難しない実態があったため作成しており、これについても同様の活用を想定している。

今は災害対策本部が立ち上がっているため受け入れを中止しているが、平時には危機管理センターで見学者を受け入れており、その際希望により行う防災講座でもガイドブックにより防災の重要性について説明を行ったり、ここ2年ほど夏に開催している親子で学ぶ防災セミナーでも活用している。

また、防災専用ウェブサイトにもPDF化したガイドブックを掲載し、自助の県民意識の醸成を図っている。

災害対策課長

委員指摘の避難しないことに関しての補足であるが、今回犠牲になった方は高齢者が多く、報道や市町村の話では災害情報が伝わっていなかったわけではなく、行動に転化しなかったとのことであり、ここが大きな課題だと考えている。補正予算に計上している検証委員会には災害情報学や災害心理学の専門家の参加も考えているが、この問題は我々だけでなく日本全国、政府でも非常に悩んでおり、特効薬がない状態である。

今回は特別大雨警報の雨が夜中に一気に降ったため、暗い間に被害が出てしまった特異なケースであったが、どのように避難行動を起こせばよかったのか、悩みながら、また、専門家の意見を聞きながら前に進んでいきたい。

鈴木優樹委員

私も地元の消防団に入っており当日も活動していたが、夜間はどこまで水が上がってきているのかわからない。雨風が強い中で水が浸水しても、音を鳴らして上がってくるわけではなく、気づいたら既に浸水していて垂直避難しかできないほどであったとの話が多かった。

思いつきではあるが、モニタリングポストのように、水位計などをハザードマップの危険区域に設置してデータをとり、その情報を消防団や行政で回すような取り組みも必要ではないか。

災害対策課長

詳細は土木部になるが、危機管理型水位計が設置されており、その情報はインターネット上で発信されている。また、各観測所の雨量計などからも情報収集しているが、それらは数値であり、ビジュアル的に河川がどれだけひどいことになっているか見えたほうが危機感が伝わりやすい。今後、土木部においてハード面、ソフト面の検証を進めると聞いているため、そういった話もしていきたい。

委員指摘の件については、繰り返しになるが、3日前の気象台による異例の会見で大雨特別警報が出された中で、大型台風が大きな勢力のまま本県に来ることを今回経験した。高齢者や避難行動要支援者に対しては早目の避難、避難準備・高齢者等避難開始の避難情報発令を市町村に依頼し、空振りに終わっても被害がなくてよかったとなるよう、今後、さまざまところで相談しながら検討していきたい。

橋本徹委員

台風関連で聞く。自分は元報道記者であるため注目したのだが、今回、被害者の実名を非公表にした理由を聞く。

災害対策課長

被害者の実名については、県は従来から公表していない。これは亡くなった方と家族のプライバシーへの配慮のためである。

また、自然災害ではあるが、家族の悼む時間も必要なのではないかと個人的には考えている。

橋本徹委員

11月14日付の読売新聞に、情報統制につながるのではないかと識者から指摘があった。東日本大震災でも非公表だったと思うが、その辺を聞く。

災害対策課長

東日本大震災の際は、県警が県警ニュースで被害者の名前を公表したと聞いている。

橋本徹委員

県としては出していないということか。全国知事会で統一的な基準を求めているとのことだが、それに対して県はどのように考えるか。

災害対策課長

統一的な基準を求めているのは行方不明者の氏名の公表についてである。行方不明者は生存しているため、個人情報保護条例や個人情報保護法の制約を受けるが、一方で、例えば火山の噴火で行方不明者が出るような場合は、不明者の名前を公表したほうが被害者等を絞り込むことができる。そのような場合には公表したほうがよいと個人的には考えるが、オーソライズされていないため、取り扱いについては各自自治体で悩んでいる。それについての統一見解を国に求めていることについては知事会と考え方は同じである。

橋本徹委員

報道に携わっていた者として個人的な意見を述べると、マスコミが個人情報を公的機関から入手して大勢で取材に押しかける状況もなくなっているが、一方で、その人となりをしっかり伝えるのも一つの側面として必要だと思う。難しく微妙な問題ではあるが、プライバシーの保護、個人情報の観点から検討願う。要望とする。

古市三久委員

排気筒の切断問題について、かなり高い放射線が予想される場所での作業であるが、なかなかうまくいわずに人力で行うようになった。放射線の高いところに人が入ることはないと思うが、これを見過ごすとも今後も危険な作業をさせられる可能性がある。労働者の被曝を少なくするよう東京電力に言うべきではないか。

この作業はエイブルという地元の会社が受注したとのことだが、大手企業が受注しなかった理由は発注金額が非常に安いからだ聞く。

しかし、危険な作業を安全に行うためにはコストがかかることもあるため、安全に実施する仕組み、どのように監視す

るかとの問題もあるが、東京電力にきちんと申し入れるべきである。どう考えるか。

原子力安全対策課長

1、2号機共用の排気筒切断に関して、委員指摘のとおり4ブロック目の解体途中で、のこぎりの歯が切断面に食い込んで抜けなくなったため、人が昇降機で登り、グラインダーで人力によってカットし4ブロック目を完了させた事案である。事前に訓練を行い、周辺の放射線量を監視して被曝線量を予測管理した中で行ったものではあるが、やはりあのような高所で放射線量の高いところに行き切断を行うのは危険を伴うものである。

県としても、先日行われた国、東京電力の会議の場において、これが常套手段とならないように、万全の体制をつくるよう申し入れた。引き続きしっかりと確認していく。

古市三久委員

廃炉は未知のことに取り組みなければならず、簡単なものではない。線量も高いところであるが、そのような場所に普通の作業服で行っており、無謀な作業だったと言われている。今後そのようなことが起きないようにする必要があるため、廃炉安全監視協議会が廃炉作業をきちんと把握し、一つ一つの作業について県民の安全・安心を守るよう徹底してもらいたい。

土砂の汚染について聞く。台風後に県内の浸水被害地域の10カ所で泥土の放射性セシウム濃度の測定を2回ずつ行い、その結果は台風前と同程度だったと評価したようだが、本宮市では、11月5日の調査では3,960 Bq/kg、10月24日は2,246 Bq/kgと高い値が検出されている。この値をどのように評価したのか。

放射線監視室長

今般の台風に伴う浸水被害地域で県が実施したモニタリング調査の結果について、本宮市で採取した泥土から出た高い数値に係る見解であるが、原発事故以降、国や県では、原発周辺地域を含む県内全土を対象としたモニタリングを事故前の値と比較しながら継続して調査している。事故から8年以上経過しているが、中通りや会津地方など発電所周辺地域以外でもいまだに2,000 Bq/kg台のところはある。そういった値と比較すると今回の本宮市の値は倍近い値に見えるものの、オーダーとしては同じ千の位の値であり、レベルとしては現状と照らしてそう高いものが検出されたわけではないため、ほぼ同程度と評価した。

古市三久委員

セシウムのクリアランスレベルは100 Bq/kgであるから約40倍である。中通りにも2,000 Bq/kg程度のところがあるから大したことはないと言いたいのであろうが、実際は大変なことである。1 kg当たり3,900 Bqのセシウムは、1 m²当たりになると8万 Bqになる。医療法では1 m²当たり4万 Bqを超えると放射線管理区域になるため、放射線管理区域の中で生活しているようなものである。そこでの被曝量は年間1 mSvを超える。このような地点がたくさんあるのであれば、今の答弁で済む話ではない。

放射線監視室長はマスコミに対して、山林の多くは除染していないため高濃度の土砂の流出は危惧していた、市町村など関係機関と連携して対処していかなければならない、11月中はふやして測定すると発言している。同じようなところはたくさんあると思う。南相馬市でも

5,000 Bq/kgぐらいのところがある。放射能には色もおいもないため生活しているが、そうでなければみんな本県からいなくなると思う。県民の安全を考えるのであれば、土壌調査をきちんと行って情報発信すべきである。総務部にも述べたが、長野県の防災ツイッターが非常によくできているので、危機管理部も今後防災のツイッターをやるべきであるし、原子力安全対策課も原発の状況や汚染水の量、放射線量、問題点などに特化したツイッターをやるべきと思うが、どうか。

原子力安全対策課長

第一原発の状況に係る情報提供については、ツイッターではないが、原子力安全対策課のホームページで、日々の監視状況やそのときに確認した事項、東京電力の説明事項などを細かく掲載している。ツイッターのようにスマートフォンなどで手軽に、若者まで手軽にとの形ではないかもしれないが、一つ一つ丁寧に情報提供する取り組みをしている。引き続き

き、身近な情報入手画面として使ってもらえるよう広報に努めていく。

古市三久委員

災害対策課長はどう考えるか。

災害対策課長

長野県のSNSの取り組みについては、NPO等から聞き確認した。非常に被災者に寄り添った形での発信がなされている。我々はキビタンが描いてある県の公式ツイッターで緊急情報を発信しているが、どうしても日常の情報発信に紛れてしまうため、ツイッターに限らずさまざまな形のSNSを検討していきたい。

放射線監視室長

先ほどの私の答弁に対し、この濃度は看過できないとの委員の意見があったが、これについて追加で説明する。浸水被害地域のモニタリングは、各方部とも代表的な地点で行っている。

また、東京新聞に対するインタビューを引用して、おそれがあるのではないかとの話については、山林などもともと高い放射能濃度のエリアから限定的に流れた場所では確かに高いところもあるが、そういったところについては、例えばその農地関係であれば農政サイドで詳しく線量の実態を把握したり、通常の生活圏であれば、当室の歩行サーベイの機器を使いながら詳細をきちんと把握し、それに応じて除去のやり方を考えたり、除染に関することであれば担当課と主体が相談しながら今後の対応を図るなど、得られた結果に対して真摯に向き合っていく考えである。

(12月23日(月) 人事委員会事務局)

権根健雄委員

最終合格者数が425名とのことだが、男女比を聞く。

採用給与課長

男性が298名、女性が127名である。

宮川政夫副委員長

関連で聞く。425名について、募集に対しておおむね期待どおりの人数が合格したとの判断か。

採用給与課長

当初、採用予定人員を387名としていた。425名については採用辞退等も考慮し、多目に合格者を出している。

吉田英策委員

人事行政運営の適正化で人事行政相談件数が35件あったとのことだが、その主な内容を聞く。

また、公平審査件数について、現在審査中が1件、処理済みが1件とのことだが、報告できるものでよいので内容を聞く。

事務局次長

人事行政相談については、内容はハラスメントや職場環境等でさまざまである。

公平審査の措置要求1件については、手当の支給や勤務環境の改善を求めるものである。もう1件は審査請求であるが、これは身分の関係で、懲戒処分を受けた者が不服を申し立てたものである。

吉田英策委員

今、さまざまなハラスメントが職場で問題になっているが、この35件の中でどのくらいの比率になっているか。また、それぞれの部署でパワハラも含めたハラスメントの改善を行っていると思うが、人事委員会では解決方法等をどのように考えているか。

事務局次長

現時点での人事行政相談は35件であるが、そのうちハラスメント関係は14件である。その対策について、パワハラにつ

いては全庁的に対応しており、各任命権者においても相談窓口等を設けている。それに加えて人事委員会でも相談窓口を設け、アドバイス等により対策や解決を図っている。

(12月23日(月) 出納局)

吉田英策委員

台風第19号等で被害が多いが、工事等を迅速に行うために入札事務を早く行ってもらいたい。予算の確保や査定等があると思うが、どのような考えか聞く。

入札用度課長

災害に関する工事関係の対応について、制度のことは入札監理課が本来の所管であるが、今回の災害対応に関しては、工事の適切な進行を図るため、例えば随意契約等の活用により早急に災害対応の工事関係に取り組むようにとの通知が发出されている。

このほかに、今後の対応として現場代理人の常駐の緩和などが検討されている。

吉田英策委員

工事検査について994件と膨大な数であるが、品質の面でも適正な工期の面でも重要なことだと思う。

3.11以降、復興のためいろいろな工事が進められているが、それらの工事全てを工事検査課で検査しているのか。

工事検査課長

農林水産部と土木部が発注している工事、土木部が他部局から受託している工事については全て工事検査課で検査することになっている。

ただ、3月等の工事検査が集中する時期については、工事検査課の職員だけでは手が足りないため、発注者に依命し、依命検査員が検査する場合もある。

吉田英策委員

3.11からの復興で、ロボットテストフィールドの大水槽のひび割れと沈下が新聞等でも報道されているが、これは工事検査課の検査は済んでいるのか。

工事検査課長

ロボットテストフィールドについては農林水産部、土木部の発注ではないため、当課で検査していない。

橋本徹委員

令和2年度から導入される内部統制制度について概要を聞く。

審査課長

内部統制制度導入の経緯については、国の地方制度調査会において、地方公共団体の財務事務の適正化を図るため、内部統制制度を導入すべきとの答申がなされた。この答申を受け、国は地方自治法等の一部を改正する法律を制定し、来年4月から都道府県と政令市において内部統制制度を導入することを盛り込んだものである。

次に、内部統制制度の内容については、上場企業において、上場企業が株主等の利害関係者に開示する情報の信頼性を確保するために、不正行為などに適切に対応するための体制を構築するのが一般的な定義である。地方自治法においてもこの定義が踏襲されており、本県においても来年4月から、不正行為等のリスクに適切に対応できるように制度設計を行っている。

橋本徹委員

会社法などに基づく不正行為とのことだが、現在現金のやりとりが余りない中で、どのようなものを不正行為とみなし、どのように正していくのか。

審査課長

委員指摘のとおり、県の会計事務に関しては職員が現金を取り扱うことはほぼなく、指定金融機関を通じて口座振替をすることが大半であるため、現金を取り扱っての不正行為は過去にも起きていない。

過去にあった事例としては、物品を転売しそれを懐に入れたものがあった。そういった事例も踏まえてリスクを体系化しなければならないと考えている。体系化したリスクを踏まえた上で、それぞれのリスクにどのように対応していくかを制度として構築しているところである。

橋本徹委員

物品転売という、最近はやっているヤフオク！といったものを含めて、物品を転売させないような仕組みをつくっていくとのことか。

審査課長

物品転売を一つの事例として説明したが、備品に関しては台帳を作成し、年1回、台帳に掲載している物品が実際にあるかチェックしている。ただ、備品ではない10万円以下の消耗品でも転売すると価値のあるものがあり、それも数がたくさんあれば数十万円という金額になるため、備品として管理していないものについても、その管理を担当者任せにせず、管理監督者がしっかりと確認する仕組みを考えている。

椎根健雄委員

台風第19号の関連で業務の多忙化がかなり起きているのではないかと懸念するが、どうか。

工事検査課長

震災以降、工事件数が多い状況が続いているが、そろそろおさまってくる時期での今回の対応だったため、今のところ業務量はふえていない。

ただ、台風の対応に人手がとられたことにより工事の竣工がおくれ、10、11月は工事検査が昨年度よりも若干減っている。その分が後ろに送られ、今後スケジュール的に厳しくなるのではないかとと思われる。今回の議決により各部局での発注が始まれば、それが竣工する時期にはさらに工事検査件数がふえる可能性はあるが、どの程度になるかの情報が無いため、十分対応できるよう体制をとっておきたい。

橋本徹委員

内部統制制度について、都道府県や政令指定都市が来年度4月からとのことだが、これによって期待される効果にはどういうものがあるか。

審査課長

内部統制制度の効果については、不正行為や重大な事務処理のミスを防止していくことが考えられる。

また、万が一に不正行為や重大なミスが発生した場合であっても、その影響を最小限に抑えることを目指して制度設計している。

古市三久委員

よくわからないが、不正行為の対象項目として考えているものはどのくらいあり、どのような内容か。

審査課長

件数については洗い出しているところであり、体系化した上でそれぞれのリスクにどう対処するかを整理する。

古市三久委員

わかりやすい説明を願う。対象項目はいつごろわかるか。わかったら明らかにしてほしい。

審査課長

内部統制制度については所管が総務部であり、総務部において最終的に本部会議を立ち上げ、対象項目なども含め制度全体を本部会議でオープンすることになっている。その上で、来年度以降になるが、リスクに対する対処が適切に行われているかを議会に報告する仕組みになっている。

古市三久委員

審査課では何をやるのか。

審査課長

各部局において、リスクに対して適切に対応されていたかどうかの評価報告書を作成する役割である。

古市三久委員

つまり総務部で項目をつくり、適正に行われているかを審査し報告書をつくる役割か。

審査課長

そのとおりである。

(12月23日(月) 監査委員事務局)

吉田英策委員

説明資料2ページの住民監査請求に基づく監査について、今年度請求が1件あったものの、要件を具備していないために実施しなかったとのことだが、内容を聞く。

監査総務課監査参事

住民監査請求は、県の執行機関や職員による違法または不当な財務会計上の行為があるとして県民から請求があったものについて監査を行うものである。

請求があった場合、監査に入る前に要件審査を行うが、まず形式的要件として、請求人が県民であること、違法、不当な行為を行った者がわかる記載になっていること、違法、不当な事実を証明する書類が添付されていること、請求期間は原則的に1年以内との規定があるため、それらを満たしているかを審査する。

そのほかに内容審査として、財務会計上の行為であるか、または違法、不当とする事実理由の記載があるか、県に損害を与えているかについて審査した。

今回の請求に関しては、財務会計上の行為ではなく、県に損害を与えていなかったため、要件審査に合致せず、監査を実施しないこととしたものである。